

# ～景観法及び指宿市景観条例に基づく届出のご案内～

『この制度は、**令和元年9月30日から運用**しています。』

## 届出制度の概要

- ・景観に大きな影響を与えることが想定される**一定規模を超える行為**については、「景観法」及び「指宿市景観条例」に基づき、**事前に市と協議し、届出を行っていただく必要があります。**当該行為にあたっては、良好な景観形成を図るため「指宿市景観計画」に定める**景観形成の基準に適合**させていただく必要があります。

## 届出対象区域

- ・「指宿市景観計画」に定める届出の対象となる指宿市景観計画区域は**指宿市全域**です。

## 事前協議及び届出の時期

- ・届出の対象となる行為の計画が決定してから、**事前協議は届出の30日以上前までに、届出は行為に着手する30日前まで**に行ってください。

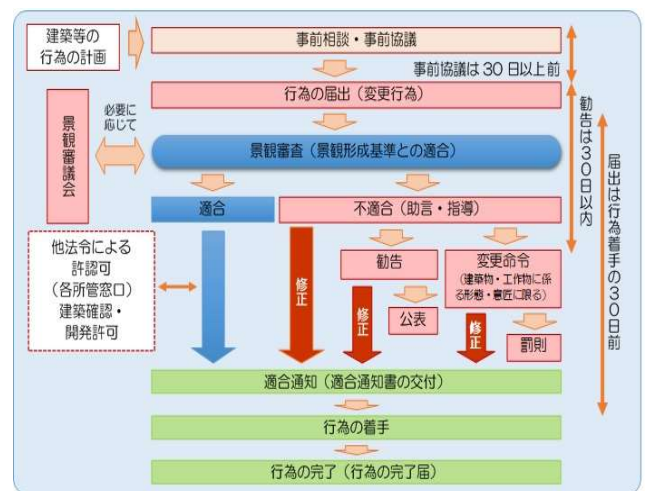
## 届出の審査と適合通知書の交付

- ・提出された届出書は指宿市景観計画に沿って**景観形成基準に適合しているか審査**を行います。
- ・本来、届出を受理してから**30日は当該行為に着手できません**が、景観形成上支障がないと確認できた場合は、**30日以内に「適合通知書」により通知し、行為の着手の制限を解除**いたします。

※受理日とは必要書類が不足なく提出された日のことをいいます。

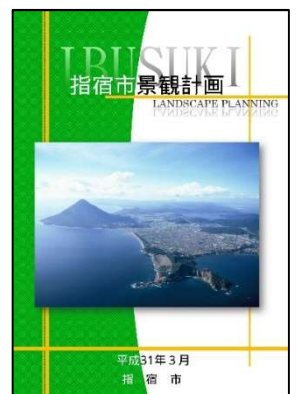
※国又は地方公共団体が行う当該行為については、「届出」に代わり「通知」が必要です。

※届出に必要な書類は市のホームページに掲載しております。



## 適合が必要な景観形成基準

- ・対象となる当該行為については、「指宿市景観計画」に定める**景観形成基準に適合**させる必要があります。市は、受理した届出を**景観形成基準に適合しているか審査**し、**必要に応じて助言・指導**を行います。
  - ・適合が必要な景観形成基準の詳しい内容については、市のホームページに公表しています「**指宿市景観計画**」又は「**指宿市景観計画 (概要版)**」をご確認ください。
- ※「**景観形成基準適合チェックリスト**」を使用して、基準に適合しているか判断してください。  
チェックリストは**事前協議の際に提出**していただきますようお願いいたします。



## 《届出先・お問い合わせ先》

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地  
指宿市役所 建設部 都市・海岸整備課 都市整備係  
TEL : 0993-22-2111 (代表) FAX : 0993-22-2160  
E-mail : toshi@city.ibusuki.jp



裏面もご確認  
ください。  
(行為の規模)

## 届出が必要な行為と規模

下記表に定める行為と規模が届出対象となります。

行為の種類		行為の規模	
建築物の建築等(※1)		高さ 10mを超えるもの又は建築面積 500 m <sup>2</sup> 以上	
工作物(※2)	【類型】(※3)	市街地景観地域 自然景観地域 農地景観地域	沿道景観地域
	塔状工作物類	高さ 15mを超えるもの	高さ 13mを超えるもの
	遊戯施設類	高さ 15mを超えるもの	高さ 13mを超えるもの
	製造施設, 貯蔵施設 処理施設	高さ 15mを超えるもの 又は築造面積 500 m <sup>2</sup> 以上	高さ 13mを超えるもの 又は築造面積 500 m <sup>2</sup> 以上
	擁壁類	高さ 3mを超えるもの	
開発行為		(都市計画区域内)面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上 (都市計画区域外)面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上	
土石類の採取に関する行為		採取面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上 又は3mを超える法面を生じるもの	
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積に関する行為		物件の堆積に係る土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上 又はその高さが 5mを超えるもの	
木竹の伐採に関する行為		択伐率 80%以上とし, 伐採面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上の行為	
太陽光発電設備の設置に関する行為	建築物の屋根・屋上に設置する場合	高さ 13m又は建築面積 1,000 m <sup>2</sup> を超える建築物の建築等に伴い設置するもの 又は太陽電池モジュール(パネル)の設置面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	
	土地に自立して設置する場合	太陽電池モジュール(パネル)の設置面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	

※1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

※2 工作物の建設、築造、又は外観を変更することとなる形状若しくは色彩の変更

※3 工作物の類型の対象となるものは次のとおりです。

- ・塔状工作物類とは、煙突(支枠及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。)、排気塔、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、電波塔、高架水槽、サイロ、物見塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに類するもの(テレビ受信用アンテナ並びに旗ざおを除く。)
- ・遊戯施設類とは、観光用のエレベーター及びエスカレーター、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類するもの。
- ・製造施設とは、アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの。
- ・貯蔵施設とは、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設及び自動車車庫の用途に供するもの。
- ・処理施設とは、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの。
- ・擁壁類とは、擁壁、さく、塀、門その他これらに類するもの。